

第 3 号議案

## 令和3年度舞鶴市水道事業会計予算

( 総 則 )

第1条 令和3年度舞鶴市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給 水 戸 数	32,100戸
(2)	年 間 総 給 水 量	10,585,000m <sup>3</sup>
(3)	1 日 平 均 給 水 量	29,000m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
	浄水施設費	83,200千円
	配水施設費	937,126千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	2,080,000千円
第1項	営業収益	1,746,560千円
第2項	営業外収益	333,438千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費用	1,848,200千円
第1項	営業費用	1,728,852千円
第2項	営業外費用	114,834千円
第3項	特別損失	4,014千円
第4項	予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額948,900千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,905千円、損益勘定留保資金872,995千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	542,700千円
第1項	企業債	340,000千円
第2項	補助金	53,636千円
第3項	出資金	114,385千円
第4項	負担金	13,521千円
第5項	基金収入	21,157千円
第6項	固定資産売却代金	1千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,491,600千円
第1項 建設改良費	1,022,288千円
第2項 償 還 金	469,312千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西舞鶴道路関連 送水管移設事業費	自 令和3年度 至 令和4年度	千円 252,000

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	千円 340,000	証書借入又は証券発行、ただし証券発行の方法による場合には、発行価格は額面金額100円につき99円以上とする。	5.0 % 以内 ただし、利率見直し方式による借り入れについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

### (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

### (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用との間
- (2) 建設改良費と償還金との間

### (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費                      242,308千円

### (他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,616千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年2月24日 提出

舞鶴市長 多々見 良三